

Q	A	更新日
交付対象事業所関連		
Q1-1	<p>新型コロナウイルス感染症対策として特別な費用が生じたが、対象になるか。</p> <p>特別な費用が生じただけでは対象になりません。</p> <p>以下の事業所が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱第3条第1号アに定める経費 <ul style="list-style-type: none"> ・休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所 ・利用者又は職員に感染者が発生した事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。） ・濃厚接触者に対応した短期入所系・訪問系サービス事業所・介護施設等 ○要綱第3条第1号イに定める経費 <ul style="list-style-type: none"> ・代替サービスとして訪問サービスを提供した通所系サービス事業所 ○要綱第3条第2号に定める経費 <ul style="list-style-type: none"> ・（自主）休業又は感染者が発生した連携先事業所・介護施設等の利用者を受け入れ、又は応援職員を派遣した事業所・施設等 	R2. 7. 21
Q1-2	医療みなしの事業所は対象外か。	R2. 7. 21
Q1-3	<p>福祉用具貸与事業所をサービス継続支援事業の対象外とした理由は。</p> <p>人が集まって提供される形態でなく、通所等の代替サービスとして提供されることも想定されていないため対象外という国の整理です。また、モニタリングを居宅訪問で行わなくて良いことになっております。</p> <p>なお、連携支援事業は対象です。</p>	R2. 7. 21
Q1-4	<p>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護事業所に限られるか。</p> <p>特定施設であるかに関わらず、すべてが対象です。</p>	R2. 7. 21
Q1-5	<p>自主休業したが、要綱第3条第1号アに定める経費の対象になるか。</p> <p>自主休業しただけでは対象になりません。</p> <p>ただし、自主休業した事業所の利用者を受け入れたり、自主休業した事業所に（通所を休業し、訪問サービスへ切り替えた場合等）応援職員を派遣した連携先の事業所は、連携支援事業の対象です。</p> <p>なお、自主休業する場合には、臨時休業の実施状況報告書（様式は市ホームページに掲載。）をご提出ください。</p>	R2. 7. 21

Q		A	更新日
Q 1-6	要綱第3条第1号アに定める経費について、一人の陽性者が複数の事業所のサービスを利用していた場合、サービスを提供していた事業所すべてが対象か。	すべてが対象です。 対象事業所が同一法人であっても同様です。	R2. 7. 21
Q 1-7	要綱第3条第1号アに定める経費について、利用者又は職員に感染者が発生した場合、令和2年1月15日以降に新型コロナウイルス感染症対策として購入していた衛生用品等の費用は対象になるのか。	利用者又は職員に感染者が発生した時点以降に要した費用が対象です。	R2. 7. 21
Q 1-8	濃厚接触者の定義は。	保健所が濃厚接触者と判断した者です。	R2. 7. 21
Q 1-9	要綱第3条第1号アに定める経費について、濃厚接触者に対応した事業所・施設等とは、職員が濃厚接触者である場合は含むか。 また、対応した、とは。	含みません。職員が濃厚接触者である場合は該当しません。 ただし、職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合は、感染者が発生した場合として取り扱います。 対応したとは、サービス提供を行った場合を指します。	R2. 7. 21
Q 1-10	要綱第3条第1号アに定める経費について、濃厚接触者に対してサービス提供する場合、PCR検査の結果陰性であった場合はどうなるのか。	濃厚接触者であることが判明した時点から検査結果が出るまでの間に生じたかかり増し経費が対象です。	R2. 7. 21
Q 1-11	要綱第3条第1号アに定める経費について、濃厚接触者ではないが、症状から感染の疑いがあるとしてPCR検査の対象となった利用者に対して、検査結果が出るまでの間サービス提供する上で生じたかかり増し経費は対象にならないのか。	感染の疑いがある者への対応に係る経費は対象外です。 検査の結果、陽性であった場合は、感染の疑いが生じた時点からのかかり増し経費は対象です。	R2. 7. 21
Q 1-12	要綱第3条第1号アに定める経費について、感染が疑われる者にサービス提供する場合は対象にならないのか。	本事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響であることが客観的に判断できる場合（感染者又は濃厚接触者）のみを対象としています。 発熱が一定期間続いているなど感染が疑われる場合は、平時でも想定されるものであること、また、新型コロナウイルス感染症の影響であることを客観的に確認することが難しいことから、本事業の対象とはしておりません。	R2. 7. 21

Q		A	更新日
Q 1 - 1 3	要綱第 3 条第 1 号アに定める経費について、市内の事業所が市外在住の感染者・濃厚接触者に対応した場合であっても鹿児島市の補助金の対象か。	鹿児島市に所在する事業所・施設等であれば対象です。	R2. 7. 21
Q 1 - 1 4	要綱第 3 条第 1 号アに定める経費について、市外の事業所が市内の利用者にサービス提供している場合で、当該利用者が感染者・濃厚接触者であった場合は。	事業所所在地を所管する都道府県、政令指定都市、中核市の補助金の対象です。 鹿児島市以外の県内各市町村は鹿児島県が所管するため、たとえば鹿児島市に隣接する市であれば鹿児島県が対応します。	R2. 7. 21
Q 1 - 1 5	要綱第 3 条第 1 号イに定める経費について、通所系サービス事業所が訪問サービスを提供した場合の具体的な範囲は。	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）」（令和 2 年 2 月 2 4 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）別紙 1 の 2 に基づいてサービス提供している場合を指します。	R2. 7. 21
Q 1 - 1 6	要綱第 3 条第 1 号イに定める経費について、感染者や濃厚接触者が生じていない場合でも、通所介護事業所が訪問サービスを提供した場合は対象なのか。	対象です。	R2. 7. 21
Q 1 - 1 7	要綱第 3 条第 1 号イに定める経費について、小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所が、通所サービスを訪問サービスに切り替えた場合は対象外ということか。	小多機や看多機は通常サービスの訪問に切り替えるだけで、業務変更のかかり増しには該当しないという国の整理です。	R2. 7. 21
Q 1 - 1 8	要綱第 3 条第 1 号イに定める経費について、通所介護事業所が、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 6 報）」問 2 に基づき、電話による安否確認を行った場合は対象にならないのか。	電話による安否確認については、介護報酬の対象であり、居宅を訪問しない場合は本経費の対象外です。	R2. 7. 21

鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金Q & A

最終更新日 R2. 7. 31

Q		A	更新日
Q 1 - 1 9	連携支援事業について、県境をまたいで職員の応援派遣を行う場合、派遣を受ける事業所等の所在地で申請すべきか。	原則として、派遣元の事業所等の所在地で申請すべきものですが、県境を越えた応援派遣を行う連携支援事業については、各自治体の負担等の観点から、派遣先の事業所等が所在する都道府県等において申請することも可能です。ただし、派遣元と派遣先の双方で二重に申請することは認められないことから、どちらで申請すべきかは双方の自治体間で協議します。 なお、鹿児島市の事業所等が派遣を受ける場合も同様です。	R2. 7. 21
Q 1 - 2 0	調剤薬局に通知が届いたが、対象なのか。	本事業に係る通知は、直近1年間に介護報酬請求のある医療みなし事業所を有する事業者へメール送付又は郵送しています。 調剤薬局であっても、たとえば薬剤師による居宅療養管理指導等の介護報酬請求を行っている場合は、対象です。	R2. 7. 31
Q 1 - 2 1	対象事業所・施設等の種別がわからない。	介護給付費請求の際に記入するサービス種類の名称に従ってください。	R2. 7. 31

Q		A	更新日
対象経費関連			
Q 2-1	既に支払ったかかり増し経費があるが、対象にならないのか。	令和2年1月15日以降に生じた費用が対象です。令和3年3月31日までにご申請ください。 領収書、レシート及びこれに準ずる費用を支払ったことを確認できる書類により確認します。	R2. 7. 21
Q 2-2	修繕・改修等の工事費や備品購入費は対象になるか。	本事業では、大規模な修繕・改修等は想定していません。 ※現在は募集していませんが、多床室の個室化改修や簡易陰圧設備等の補助事業があります。これらのほか新たに募集する際には改めてご案内します。 パーテーションやテーブル等の備品購入費は対象です。ただし、単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、処分が制限されるのでご注意ください。	R2. 7. 21
Q 2-3	人員確保のための経費について、感染・濃厚接触疑いにより2週間程度自宅待機させる場合があるが、その間の人件費は対象か。	対象者が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で人件費を見ており、その方が不在の間に勤務するものの超過勤務手当や、非常勤職員等を新たに雇った場合の人件費が対象です。	R2. 7. 21
Q 2-4	人員確保のための手当について、感染者は発生していないが、感染リスクを抱えながら介護業務に従事するという精神的負担への手当を職員に支給している場合、対象となるか。	新型コロナウイルス感染症への対応として新たに支給した各種手当について、名称・種類・内容・金額は問いません。	R2. 7. 21
Q 2-5	介護報酬上では評価されない費用とはどのようなものか。	たとえば、連携先事業所での引継の際の移動に係る交通費や引継書類作成に係る印刷費などを想定しています。	R2. 7. 21
Q 2-6	サービス継続支援事業について、衛生用品の購入費用が例示されているが、パルスオキシメーターなどの医療機器は対象外か。	対象です。 あくまで例示であり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費は幅広く対象です。	R2. 7. 21
Q 2-7	サービス継続支援事業について、連携先事業所から応援職員の派遣を受け、連携先事業所に支払う謝金は対象外か。	対象です。	R2. 7. 21

Q		A	更新日
Q 2-8	要綱第3条第1号アに定める経費について、対象経費は、感染者・濃厚接触者に対応した分のみで、その他の利用者に使用するものは対象外か。	当該事業所が要件に当てはまる場合は、当該事業所全体に係るかかり増し経費が本経費の対象です。	R2. 7. 21
Q 2-9	要綱第3条第1号アに定める経費について、事業所・施設等の消毒・清掃費用について、県の介護施設等感染拡大防止対策事業のどちらを活用すべきか。	本事業は、消毒・清掃費用以外も対象であることから、県の補助事業の活用をご相談ください。 なお、他の補助金等の対象経費は、本事業の対象外です。	R2. 7. 21
Q 2-10	要綱第3条第1号アに定める経費について、感染者が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず、施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊費用も補助対象か。	どの場合の宿泊費用も補助対象です。	R2. 7. 21
Q 2-11	要綱第3条第1号イに定める経費について、ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットとは、どのような活用を想定しているのか。	利用者がタブレットを使用して、職員とビデオ通話により安否確認する場合などを想定します。	R2. 7. 21
Q 2-12	連携支援事業の職員確保費用について、感染者の発生した連携先事業所に応援職員を派遣した派遣元事業所において職員が不足し、派遣元事業所の利用者へのサービスを継続するために新たに職員を雇用する場合は対象か。	対象です。	R2. 7. 21
Q 2-13	連携支援事業について、施設Aで感染者が発生し、職員が不足したため、施設Bから応援職員を派遣した。施設Bにおいても職員が不足したことから施設Cから施設Bに応援職員を派遣した場合は。	最終的に施設Aへの支援に繋がることから、施設B、施設Cともに連携に伴う経費が生じた場合は対象です。	R2. 7. 21

Q		A	更新日
Q 2-14	感染者等が発生した場合、対象者が利用していたリースの布団、毛布等は、リース業者が回収しないため施設が廃棄する必要があるが、リースの寝具やその他衛生用品を医療用廃棄物として処理する費用は対象になるか。	要綱第3条第1号アに定める経費（介護サービスを継続して提供するために必要な経費）に含まれる。	R2. 7. 31
Q 2-15	・食堂に卓上の間仕切りを設置したいが、対象か。 ・アクリルパーテーションを発注中であるが、対象か。 ・体温計の記載があるが、サーモカメラは対象か。	すべて対象です。 通知の別紙（HP掲載の「補助金の概要」）記載の2 対象経費（例）は、あくまで例示であり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費は幅広く対象です。	R2. 7. 31
Q 2-16	オンライン面会実施のためのICT機器の導入に係る費用は対象か。	オンライン面会のためのタブレット等のハードウェアやWi-Fi機器の購入・設置費（通信費は除く。）に対する補助は、鹿児島県が行っているため、詳細は鹿児島県へお問い合わせください。 鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室：099-286-2687	R2. 7. 31
Q 2-17	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者のキャンセルがあり減収となっているが、減収分は対象か。	本事業は、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費が生じた場合に、その一部を補助するものです。 減収への補填は対象としていません。 なお、独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症により減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、無担保・無利子の融資を行っています。必要に応じ、ご活用ください。	R2. 7. 31

Q		A	更新日
補助金額・交付回数関連			
Q 3-1	介護施設等の補助金額は、1 定員当たりの金額が示されているが、感染者等の対応をしたフロアやユニットの定員など限定的に積算するのか。	総定員数を乗じた額が上限です。	R2. 7. 21
Q 3-1	収束時期が見込めない状況であり、費用の見積りも困難であるが、概算払いは可能か。	概算払い可能です。 迅速な対応にご活用ください。	R2. 7. 21
Q 3-2	一つの建物に複数の事業所があり、たとえば特養とデイの共有部分にパーテーションを設置する場合など、複数の事業所にまたがる経費はどのように申請すべきか。	複数の事業所にまたがる経費については、費用按分により申請してください。 按分方法については、内容を踏まえて適宜合理的な方法で差し支えありません。 パーテーションの例では、専有面積の割合での按分や、入所者・利用定員での按分が考えられます。	R2. 7. 21
Q 3-3	障害福祉サービス事業所にまたがる場合は。	費用按分によりご申請ください。 また、障害福祉サービス事業に対しても同様の補助金があります。他の補助金との併給はできませんが、それぞれの費用を按分して申請することは可能です。障害福祉サービス事業に対する補助金については、障害福祉課ゆうあい係（099-216-1272）へご相談ください。	R2. 7. 21
Q 3-4	サービス継続支援事業と連携支援事業の両方を申請する場合、同時に申請しなければならないのか。	それぞれ別の目的の事業であるため、それぞれの申請で差し支えありません。	R2. 7. 21
Q 3-5	一度交付を受けた後に新たにかかり増し経費が生じた場合は対象にならないのか。	原則として一事業所・施設等当たり一回までとしています。資金繰り等やむを得ない場合は、上限額の範囲内での交付が可能です。 また、複数のタイミングで事業所等に感染者が生じた場合や、クラスターが発生した場合は、厚生労働省と個別協議が可能ですので、ご相談ください。	R2. 7. 21
Q 3-6	令和3年度以降も継続される補助金か。	現時点では未定です。	R2. 7. 21

鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金 Q & A

最終更新日 R2. 7. 31

Q		A	更新日
Q 3-7	補助上限額はいくらか。	通知の別紙（HP掲載の「補助金の概要」）の別表又は鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱の別表2をご確認ください。 対象事業所・施設等の種別ごとに、1事業所当たり又は1定員当たりの上限額を千円単位でお示ししています。	R2. 7. 31
Q 3-8	医療みなし事業所であるが、医療機関向け補助金との併給は可能か。	他の補助金等により措置される額については補助対象外です。 医療機関として必要な経費は医療機関向け補助金を、介護事業所として必要な経費は本補助金をご活用ください。双方で必要な経費については、費用按分により申請してください。（Q3-2参照）	R2. 7. 31

Q		A	更新日
その他			
Q 4-1	通知をメールで受け取ったが、文書の郵送はしないのか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から迅速な情報提供を行うため、今年度より連絡用メールアドレスの登録をお願いしているところであり、登録のある事業者には、メールでのみ情報提供を行っています。 連絡用メールアドレスを新たに登録する場合や変更したい場合は、長寿あんしん課長寿施設係へメールでその旨ご連絡ください。 鹿児島市長寿あんしん課長寿施設係メールアドレス choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp	R2. 7. 31
Q 4-2	この補助金は、鹿児島市独自のものか。	本補助金は、国庫補助によるもので、都道府県、政令指定都市、中核市が実施するものです。 市外在住の利用者についてはQ 1-13を、 市外の事業所等についてはQ 1-14を、 県境をまたぐ職員の応援派遣についてはQ 1-19を、それぞれご確認ください。	R2. 7. 31
Q 4-3	国の令和2年度第二次補正予算に計上された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（令和2年6月19日付け老発0619第1号個性労働省老健局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」とは異なるものか。	当該事業の実施主体は都道府県とされていることから、鹿児島県へお問い合わせください。 鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室：099-286-2687 当該事業における介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業は、全ての介護サービス事業所・施設等を対象としており、利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わないとされているので、活用をご検討ください。	R2. 7. 31
Q 4-4	介護職員への慰労金とは異なるものか。	当該事業の実施主体は都道府県とされていることから、鹿児島県へお問い合わせください。 鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室：099-286-2687	R2. 7. 31